入札等制度改革に係る基本方針

~ 公正で透明性の高い 新たな入札等制度の構築に向けて~

> 平成18年12月28日 福島県行財政改革推進本部

入札等制度改革に係る基本方針

第1 入札等制度改革の趣旨

県発注の公共工事を巡る談合事件により、入札等制度の在り方が県民から厳しく問われていることから、より公正で透明性の高い入札制度を確立するため、行財政改革推進本部に入札等制度改革部会を設けた。

併せて、大学教授、弁護士、公認会計士等の学識経験者により構成される 県入札等制度検証委員会を設置し、公共工事における契約の在り方、公共工 事における地産地消の在り方、財団法人福島県建設技術センター(以下「建 設技術センター」という。)の在り方、退職職員の再就職の在り方、職員の 意識改革及び情報管理の在り方等について、様々な視点から、聖域を設ける ことなく検証をお願いしてきた結果、平成18年12月20日に「福島県の入札等 制度に係る検証と改革案」が知事に報告、提言された。

また、県議会の公共事業の適正な執行の在り方に関する調査特別委員会からは、平成18年12月14日に、「公共事業の適正な執行の在り方に関する調査特別委員会調査報告書」に基づき知事に申入れがあった。

これらの提言等を踏まえ、県として、入札等制度改革に係る基本方針を策定するものである。

第2 入札等制度改革の基本的方向

公共工事に係る談合を根絶するため、「談合は犯罪であり、決して許されるものではない」という基本的な認識に立ち、一般競争入札の全面的導入を柱に、電子入札制度や施工体制事前提出方式等の導入、入札参加資格の制限期間の延長などにより、透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した新たな入札制度を構築するとともに、公務員として更なる倫理の確立と意識改革を図っていく制度を構築する等により、県民の一日も早い信頼回復に向けて取り組んでいく。

第3 推進体制

今後の具体的な改革に当たっては、入札等制度改革部会等において検討し、 推進していく。

第4 実施時期

新たな入札等制度は、別紙「新たな入札等制度構築に向けての工程表」を 基本に、平成18年度より、可能なものから順次実施していく。

ただし、新たな入札等制度の実施に当たっては、事業者に対する周知等に 十分配慮するものとする。

入札等制度の改革案

第1 公共工事における契約の在り方

- 1 一般競争入札の全面的導入(平成19年4月1日から順次実施)
- (1) すべての公共工事において指名競争入札を廃止し、条件付一般競争入札を導入する。

ただし、政府調達に関する協定の適用を受ける場合、及び災害等緊急を要する公共工事に対応するため随意契約を行う場合は除く。

(2) 条件の設定

ア 公共工事の品質確保及び不良不適格業者の参入防止のため、地方自治 法施行令第167条の5の規定に基づき、建設業者の経営力や技術力を総合 的に評価した格付を行い、それを条件に設定する。

なお、競争性を確保することができるように格付の見直しを不断に行 う。

イ 入札参加資格者をおおむね50者程度確保するなど、競争性に十分配慮 した地域要件を設計金額に応じて設定する。

地域要件は、競争性の確保が図られる範囲内において設定するものとし、県内建設業者の育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とする。

なお、業者数が少ない地域においては、一定金額以下の工事について、地域特性、さらには地元業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点をも考慮し、入札参加資格者を30者程度とするなど、地域要件の柔軟な設定にも配慮する。

ウ その他、企業の同種・類似工事の実績に関する要件、企業の同規模工事の実績に関する要件、配置予定技術者の資格要件に関する要件等については、原則設定しない。

なお、特殊又は難易度の高い工事には例外的にこれらの要件を設定することができることとするが、その場合は厳格に運用する。

エ 一般土木工事、建築工事等、業種ごとに競争性が十分確保できるよう な要件設定とする。

2 その他の事項

(1) 予定価格

事前漏えいの不正を回避できるとともに、入札事務が軽減されることから、現行どおり、予定価格は事前に公表する。

(2) 最低制限価格制度

品質確保や下請保護の観点から、過度な安値受注等を防止するため、現行どおり、最低制限価格制度を原則とする。

なお、競争性・品質確保にも十分配慮した最低制限価格の設定方法及び 公表について、平成19年度中に検討する。

(平成19年度中に検討)

(3) 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度については、当面、現行どおりの取扱いとするが、 入札結果の状況を踏まえ、今後、調査基準価格の設定方法等について検討 する。

(平成19年度中に検討)

(4) 郵便入札制度、電子入札制度

郵便入札制度、電子入札制度は、談合等の事前調整が困難になるとともに、県においても入札締切日まで入札参加者が特定されないため外部からの働きかけを排除でき、さらには、業者及び県における事務負担の軽減につながることから、これらの制度を導入する。

(平成19年4月1日から順次実施)

(5) 事後審査方式

一般競争入札を適正かつ効率的に実施するため、入札後に落札候補者の 資格審査を行う事後審査方式を導入する。

(平成19年4月1日から順次実施)

(6) 施工体制事前提出方式

不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な 労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能 力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を導入す る。

なお、工事費内訳書の提出範囲及びその内容については、事務コストを 十分勘案の上検討する。

(平成19年度中に一部導入)

(7) 総合評価方式

総合評価方式は、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた者と契約することにより、公共工事の品質確保が促進されるものであるが、現在行われている試行結果の内容を十分に分析・検証の上、本格導入について検討する。

(平成19年度中に検討)

(8) 特定建設工事共同企業体(特定JV)

入札参加の要件として特定JVを結成し、応札することを義務づける発注方式は、業者間の依存関係を醸成し、談合の生じやすい環境を作ることにつながる恐れがあるため、平成18年度から取りやめる。

また、単体企業と企業自ら結成する特定 JVとの混合入札については、 平成19年度から実施する。

(平成18年度から順次実施)

(9) 入札ボンド制度

不良不適格業者の参入を阻止する等のため、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書(入札ボンド)の提出を求める入札ボンド制度について平成19年度中に検討する。

(平成19年度中に検討)

(10) 品質確保対策

公共工事における監督・工程管理・工事検査の徹底等、工事監督検査体制を今まで以上に強化する。

(平成18年度から順次実施)

3 随意契約

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2に定める要件に該当する場合に限り行うことができるが、この要件の適用に当たっては、災害等緊急を要する公共工事に対応するため競争入札に付することができない場合等、真にやむを得ない場合に厳格化する。

また、随意契約を行った場合は、理由を明示して公表する。

随意契約を行う場合にあっても、競争性の確保の観点から、可能な限り 見積合せを行う。

(上記すべて平成18年度から実施)

第2 建設技術センターの在り方

これまでの県との関係を解消すべく、土木部幹部OBが理事長等役職員へ就任することを禁止するとともに、積算業務委託及び役職員派遣も原則廃止する。

(平成18年度末から順次実施)

市町村支援機能等、市町村との関係においては、市町村の理解を得ながら廃止の方向で検討するよう建設技術センターに促す。

併せて、県としても、今後、市町村支援など必要とされる機能をどこが どう担うべきか市町村と議論を進めていくとともに、市町村の技術力向上 等の支援策についても検討を進める。

(上記2項目平成18年度から順次実施)

第3 退職職員の再就職の在り方

退職職員の再就職に関しては、職業選択の自由も考慮する必要があり規制が困難な側面があるため、再就職後の県の関係部署への営業活動の自粛期間を現在の1年間から3年間に延長するとともに、自粛の徹底について要請を行うこととする。

再就職の状況については、情報公開し、透明性を確保する。

(上記すべて平成18年度末退職者から実施)

第4 職員の意識改革及び情報管理の在り方

1 職員の意識改革

職員自らが公務員としての倫理観や責任感を自覚することはもとより、法規範の理解をより深め、コンプライアンス(法令遵守)に対する職員の意識を高める必要があることから、財団法人ふくしま自治研修センターが行う研修や職場における研修、意識改革事業、さらに、例えばコンプライアンス委員会を設置するなど、様々な機会を捉えてコンプライアンスの更なる徹底を図る。

(平成18年度から順次実施)

2 口利きへの対応

入札・契約業務等の透明性の向上と県民の信頼の確保のため、県の外部からや県の内部の特別職・一般職の職員から入札・契約業務等に従事する職員に対する働きかけ、いわゆる口利きがあった場合、職員が不正を許さないシステムとして、働きかけを記録し、公開することにより情報を共有化するなどの制度を整備する。

(平成18年度から実施)

3 内部通報制度

職員の職務上の行為が法令に違反している場合などに対し、内部の自浄作用が有効に働くよう、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、職員からの内部通報制度を整備する。

制度の整備に当たっては、特別職や一般職の職員の非違行為を防止するため、通報窓口を内部に設置するだけでなく、弁護士等外部の有識者による独立した通報窓口を設置する。

(平成18年度から順次実施)

4 監視機能

(1) 入札・契約制度の構築及びその適正な運用について調査・審議する機能と談合情報について調査検証する機能を付与することなどにより、現在の 県入札監視委員会の機能を充実・強化するよう検討し、入札制度について 不断の見直しが行えるようにする。

なお、県入札監視委員会は、平成19年1月1日から総務部に移管する。

(平成18年度から実施)

(2) 入札業務に対するチェック機能を働かせるため、県の入札制度の運用等 を所管する組織を発注部門から分離する。

(平成19年4月1日から順次実施)

第5 損害賠償等の在り方

1 損害賠償

適正な公共事業の執行と談合等不正行為の根絶のため、県発注の公共工事について、入札談合があった場合に適用される県工事請負契約約款第46条の2の損害賠償の予約条項による請求額を、工事請負額の10%から20%に引き上げるものとする。

(平成18年度から実施)

2 入札参加資格の制限(指名停止)期間等

談合等の不当行為を排除するため、入札参加資格の制限(指名停止)期間の上限については、平成18年度から、地方自治法施行令で規定されている最大限の24か月にするものとする。

(平成18年度から実施)

また、工事等請負有資格業者名簿作成時の資格審査について、談合等の不 正行為に厳重に対処する観点から、基準の見直しを検討する。

(平成19年度中に検討)

3 入札に関する情報公開

入札に関する情報管理については、単に秘密にするだけでなく、透明性を 確保するため、今まで以上に積極的に情報公開を進める。

(平成18年度から実施)

4 建設業界の企業倫理

県として、建設業者に対し、自ら談合と決別し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立に向けて取り組むよう、様々な機会を捉えて働きかけることとする。

(平成18年度から実施)

付 記

本基本方針は、公共工事の入札等制度改革に係るものであるが、業務委託や 物品購入等すべての契約についても、これに準じて改革を進めていく必要があ る。

このため、現在、行財政改革推進本部業務改革部会で検討している業務委託 や物品購入等すべての契約についても入札等制度改革部会で所掌することと し、平成19年1月中に、当面平成19年4月から早急に実施する措置及び平成19年 度に検討すべき事項等を決定することとする。

別紙

新たな入札等制度構築に向けての工程表

利/になべれ 寺 門 支 博 采 T R R R B F B				- IC 円1 / C V / 上1 主 4 × 平成 1 9 年度				
	1 1		:					
	1	2	3	4	10			
公共工事における契約の在り方								
条件付一般競争入札	H15より試行			一定金額以上の工事で実施	全ての工事で実施			
指名競争入札	一般競争入札(条件付を含む)以外の工事で実施							
最低制限価格制度				最低制限価格の設定及びと	・ 公表について検討 (H 1 9 ~) ▶			
低入札価格調査制度				調査基準価格の設定等につ	いて検討(H19~) ▶			
郵便入札	準備期間			順次実施(条件付に併用)				
電子入札				・調整期間	一部の工事で実施			
事後審査方式	準備期間			順次実施(条件付に併用)				
施工体制事前提出方式				検討	一部の工事で実施			
総合評価方式	H18.9より試行			簡易型に加え標準型等について試行				
特定工事共同企業体(JV)	準備期間 要件廃止			混合入札の実施	-			
入札ボンド				検討				
品質確保対策		順次実	'施					
随意契約の厳格化	準備期	間 _		実施				
建設技術センターの在り方								
積算業務委託				一部特殊な工事を除き原則	<u>川廃止</u>			
役職員派遣				新規派遣の原則廃止と派遣	賃役職員の段階的引き上げ			
市町村支援機能等の廃止の方向での検討	センターにおける検討							
市町村支援機能などの在り方	上記と並行して検討							

別紙

新たな入札等制度構築に向けての工程表

	平成 1 8 年度			平成 1 9 年度			
	1	2	3	4		10	
退職職員の再就職の在り方							
営業活動自粛期間の延長	年度末	退職者^ — •	への要請	-			
再就職状況の公開		準備期間	 .	実	施	•	
職員の意識改革及び情報管理の在り方							
職員の意識改革		順	次実施			-	
口利きへの対応の制度化	準備期	間		実	施	-	
内部通報制度	準備期	間		順次	て実施	-	
入札監視委員会の機能の充実・ 強化		実施				-	
入札制度の運用等の所管組織の 発注部門からの分離		準備期間		順次	『実施	-	
損害賠償等の在り方				_			
損害賠償予約条項の見直し	準備期	間		実	施	-	
入札参加資格制限期間の見直し (指名停止期間の延長)	準備期	間		実	施	•	
入札参加資格審査基準の見直し				審2	§基準の見直しにつ	」 DUNで検討 	
入札情報公開	準備期	間		実	施	•	
建設業界の企業倫理確立	準備期	間		実	施	•	